

森の力再生事業の適正な運用の徹底に向けたスケジュール（案）

区分		令和4年度									令和5年度		
		7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
評価委員会	本会		9：第1回		◇第2回	◇現地調査		◇第3回	◇提言の手交				
	部会	5：第1回		○第3回		○第4回							
1 再発防止策の検討		26：第2回	↑	権利者の特定 ;改正（9月より適用） 整備内容の説明	↑								
2 技術面の検討				↑	↑			最終案提出					※必要に応じて 要領等を改正

## 権利者の特定と整備内容の説明に関する再発防止策（案）

（森林・林業局森林計画課）

令和 3 年度森の力再生事業において、所有者の意図しない森林整備が行われ、補助金交付決定を取り消す事案が発生した。令和 4 年 5 月 30 日に臨時森の力再生事業評価委員会を開催し、委員からは事業の適正な運用の徹底に向けた意見をいただき、再発防止策を検討した。

### 1 各委員からの主な意見

項目	論点	対応	主な意見
1 権利者の特定	財産である立木を伐採するにもかかわらず、実質的な管理者のみを権利者とみなし、共有者の了解を得なかった。	共有者がある場合、代表者への権限の明確な委任がある場合を除いて、共有者すべての意思を確認することを徹底する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理と所有は別であり、共有者がある場合は、それぞれの承諾を得る必要がある。</li> </ul>
2 整備内容の説明	権利者は、整備計画の具体的な内容を認識しておらず、整備手法について納得していない。	整備者が、権利者に対し、現地の状況等を踏まえた整備計画の手法や有効性などの具体的な内容について、丁寧に説明し、理解を得た上で事業実施の承諾を得るよう徹底する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備者と県は、事業目的や整備内容を権利者へしっかりと説明し、理解してもらう必要がある。</li> <li>・伐採幅を凶解していないので、権利者には理解しにくい。</li> <li>・整備者にとって、権利者の意思を確認する新たな提出書類が煩雑になりすぎると申請が減るので留意してほしい。</li> </ul>

### 2 森の力再生事業における再発防止策（案）

別紙のとおり

## 森の力再生事業における再発防止策（案）

各委員からの主な意見を踏まえ、再発防止策として、以下のとおり新たな手続きを加える。

区 分		原 因	従 来	再発防止策
1 権利者の特定		<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利者が登記事項証明書と異なっていたにもかかわらず、権利関係の委任状況を十分確認できていなかった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①登記事項証明書</li> <li>②委任状</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まずは①による権利者の特定を徹底する</li> <li>・権利者と登記事項証明書が異なる場合は、委任状況が明確になっている書類の提出を求める</li> </ul>
2 整備内容の説明	事業目的等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利者に対し、整備内容等の説明が不十分で、理解を得られていなかった</li> <li>・権利者が理解しているかどうか確認できていなかった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>③リーフレット</li> <li>④森の力再生事業委託契約書</li> <li>⑤整備者が独自に作成した資料 【内容が統一されていない】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・④による説明に合わせ、県が作成した統一資料により説明する</li> <li>⑦森の力再生事業の説明書 【統一した説明内容とする】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業目的（針広混交林化）</li> <li>・整備の概要（強度の間伐等）</li> <li>・整備の有効性（森の力の再生）</li> </ul> </li> </ul>
	具体的な整備内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥森の力再生事業整備計画書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・⑥による説明を徹底するとともに、権利者が整備内容等を理解したことを確認できる書類を追加する</li> <li>⑧整備内容等確認書（様式1）</li> </ul>

## 森の力再生事業整備内容等確認書

## 1 権利者

住所 静岡県〇〇市〇〇

氏名 〇〇 〇〇

## 2 権利者が整備対象森林のうち【所有権・地上権・賃借権等の使用収益権・入会権・分収林契約・法定相続・その他】を有する森林の所在地

## 3 説明内容の確認

番号	内 容	確認欄
①	森の力再生事業の事業目的・整備の概要・整備の有効性について、整備者から「森の力再生事業の説明書」等により説明を受け、その内容を理解し、確認しました。	<input type="checkbox"/>
②	上記森林の現状と森の力再生事業による整備内容について、整備者から「森の力再生事業整備計画書」により説明を受け、その内容を理解し、確認しました。	<input type="checkbox"/>

## 4 整備者（説明者）

住所 静岡県〇〇市〇〇

氏名 〇〇 〇〇

私が権利を有する上記森林について、整備者から3①、②の説明を受け、その内容を理解し、確認しました。

令和4年 月 日 権利者署名（自筆）

令和4年8月9日

## 森の力再生事業評価委員会部会における技術面の検討（中間報告）

（静岡県森の力再生事業評価委員会部会）

## 1 部会員（敬称略・50音順）

浅見 佳世 委員（常葉大学大学院環境防災研究科准教授）

小南 陽亮 委員（静岡大学教育学部教授）

檜本 正明 委員（静岡大学農学部准教授）

## 2 開催日

第1回 令和4年7月5日（火）10時～12時（オンライン）

第2回 令和4年7月26日（火）10時～12時（オンライン）

## 3 検討内容

## （1）針広混交林化を図る観点から見た現行の基準

現行の基準		意見
下限値	おおむね5m以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5m未満の伐採では、残存木の枝葉が成長することで、伐採後わずかな期間で林内が暗くなり、下層植生が衰退してしまうので、最低でも5mは必要。</li> </ul>
上限値	残存林分の樹高のおおむね2倍未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹高の2倍未満程度の伐採であれば、森林の水や土壌等の物理的環境が急変する可能性は低く、徐々に多様な植生が発生してくる。</li> <li>・ただし、幅広く伐採する場合は、以下の点に留意 <ul style="list-style-type: none"> <li>・林内に広葉樹の幼木が存在する、近隣に種子供給源となる広葉樹林が存在するなど、伐採後に広葉樹が速やかに成長できる見込みがある森林であること</li> <li>・広葉樹の成長状況をモニタリングし、獣害対策などの必要な管理を行うこと</li> </ul> </li> </ul>

## （2）災害リスクの観点から見た現行の基準

- ・これまでの知見や事例から判断すると、一般的に山地災害は、降雨量、地形、地質等による影響が大きく、樹高の2倍未満程度の伐採は、災害の発生に直接結びつかないと考えられる。
- ・ただし、幅広く伐採する場合は、残存林分で風倒被害等が発生しないように、伐採区域の配置や大きさを設定することが必要である。
- ・整備地ごとの災害リスクの判断は、森林防災の専門家の意見を聞く必要がある。

#### 4 今後の予定

以下の事項について、引き続き部会で検討していく。

- ・針広混交林へ誘導する森林整備
- ・伐採と災害リスクの関係

○今後のスケジュール（必要に応じて日程は見直す）

- ・第3回 9月下旬（第2回評価委員会にて中間報告）
- ・第4回 11月下旬（最終結果をとりまとめ、第3回評価委員会にて報告）